

夢を実現する第一歩のために

2022年11月号

ミツヒロニュース



人生において、「人は喜びを求めるけれど、魂は喜びだけではなく成長を求めている。だから絶余曲折あった方が色々な体験ができ豊かな人生になる。人は苦しみの中で気づきが生まれたり優しい気持ちが芽生えたり、助けてくれる人に出逢えたり、自分の魂を磨く体験ができる」と心理学博士の小林正觀先生が話をされています。逆風と思えることがあっても乗り越えることができ、魂の成長に繋がると信じて歩んでいきましょう。

光廣 昌史



今月のトピック

- ◇クレジットカードを利用した際のインボイス対応
- ◇ビール値上がり、来年は酒税法で価格改定
- ◇外貨預金、円安ドル高の今だからこそ要注意！
- ◇今月のお勧めセミナー最新版
「インボイス制度への対応」について
- ◇あとがき
「聴書の秋」



クレジットカードを利用した際のインボイス対応

法人カードなどのクレジットカードを利用した際の領収書やレシートは保存されているでしょうか。後日、クレジットカードの明細が届くので、領収書やレシートは保存不要と思っていないでしょうか。クレジットカードの明細はインボイスの代用にはならないこと、インボイス制度の開始により変わる点をご説明いたします。

1. インボイス制度開始前（令和5年9月30日以前）

	法人税	消費税
目的	経費計上(支払いの証拠書類)	消費税の控除
要件	支払内容を証明するために 領収書などが必須	帳簿の記載 + 領収書などの保存
金額の特例	なし	3万円未満は帳簿記載のみでOK

上記の表のとおり、法人税法上は、その支出が事業に必要な経費なのかを立証する必要があるため、領収書の内訳などから事業に必要な経費であることを証明する必要があります。手書き領収書の「お品代」なども不適切な場合があります。これに対して、消費税法上は「帳簿の記載」+「領収書の保存」をセットで消費税の控除（仕入税額控除）を認めるという法律になっています。そのため、領収書の保存がないと法人税法上は認められる余地があっても、消費税の控除は認められません。

しかし、インボイス制度開始前は、「税込支払金額3万円未満は領収書等の保存不要」という特例があるため、3万円未満の少額取引は大きな問題になることが少なかったものと思われます。

2. インボイス制度開始後（令和5年10月1日以降）

上記1の3万円未満の特例は、公共交通機関や自動販売機などの一部を除き、インボイス制度開始後になくなることが決まっています。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<https://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

インボイス制度開始後は、その支払いについて適格請求書（インボイス）がなければ、消費税の控除ができなくなります。そのため、クレジットカードでの支払いに限らず、3万円未満の支払いについても**すべての領収書を保存し、インボイスであるか（登録番号の有無）の確認が必要**です。また、インボイスの要件として、「取引の相手先から受け取った」という要件があるため、そもそもクレジットカードの会社は取引の相手先ではないため、クレジットカードの明細では消費税の控除ができません。

ご利用明細		〇〇クレジット			
御請求金額 123,456円					
お引落日 2023年11月25日					
ご利用内容					
※支払内容、消費税率、消費税額が分からぬ					
ご利用日	加盟店名	支払回数	利用金額		
2023/10/1	ホームセンター××屋	1回	24,200円		
2023/10/5	△△スーパー	1回	23,760円		



3. 電子取引データの電子保存義務化（令和6年1月1日以降）

現在、事務コストの削減のため、クレジットカードの明細はインターネット上で確認するWEB明細が多いのではないかでしょうか。この場合、「電子取引」に該当し、令和6年1月1日以降は紙で印刷して保存することは認められず、WEB明細をダウンロードし、**電子データのまま保存**することが求められます。また、インターネット上のオンライン店舗での購入なども領収書をPDFで受け取ると、電子データのまま保存する必要があります。

ビール値上がり、来年は酒税法で価格改定

麦やトウモロコシなどの原材料と原油高に伴う物流コストの上昇を受けて、10月からビールが値上げされました。アサヒ、キリン、サッポロ、サントリーの大手4社では店頭価格で6～10%ほどの値上げ。ビール以外にも、発泡酒、第三のビール、チューハイ、サワー、ウイスキーなども値上げされています。

今回の値上げは物流コストの上昇によるものですが、来年10月には酒税の見直しを理由とする価格改定がすでに決まっています。酒税の見直しは2018年税制改正に盛り込まれ、18年、20年、23年、26年の4回にわたりビールや発泡酒、ワイン、日本酒などの税率を見直すという内容。来年10月に3回目が行われる予定です。発泡酒、第3のビール、チューハイ、ワインが値上がりとなり、ビールと日本酒が値下がります。

もともと舶来の高級品として高い税率がかけられていたビールですが、それでは売れないと考えた酒造メーカーがビールの定義に当てはまらない発泡酒を生み出して安く売り出したのが1990年代のこと。その後、発泡酒も増税され、メーカーがさらに発泡酒にも当てはまらない第3のビールを生み出しましたが、その結果、国内ビールメーカーが国際競争力を失ったことなどを理由に税制の簡素化を求める声が高まり、税率の見直しに至りました。



外貨預金、円安ドル高の今だからこそ要注意！

2021年に入り円安ドル高が徐々に進み、2022年に入ってから一挙に加速して、10月には1998年以来の1ドル150円台となりました。このような円安ドル高の今だからこそ、特に注意したいのが、外貨預金です。特に個人は申告漏れ等にならないよう注意しましょう。

1. 外貨預金とは

外貨預金とは金融機関などに、日本円以外の米ドルやユーロなどの外国通貨（以下、外貨）で預け入れられている預金のことをいいます。外貨預金には、外貨普通預金や外貨定期預金などの種類があります。

2. 法人は期末換算時に注意

法人が外貨預金を保有している場合に注意するのは、事業年度終了のとき（以下、期末時）の円換算です。

(1) 原則

法人が期末時に外貨預金を保有している場合には、次のいずれかの方法により期末に円換算します。

期末換算方法	特徴
発生時換算法	外貨預金を取得等したときの円換算額をそのまま期末時の円換算額とする方法（=特段処理は不要）
期末時換算法	期末時の外国為替の売買相場により円換算した額を期末時の円換算額とする方法（=毎期洗替の処理が必要）

いずれにするかは、法人が一定の期間内に届出をすることにより、外貨の種類等ごと選定することができます。選定しなかった場合には、次の区分に応じた法定の期末換算方法によることとなります。

区分	法定期末換算方法
満期日が当該事業年度終了日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来するもの	期末時換算法
上記以外	発生時換算法

(2) 例外

外国為替の売買相場（以下、為替相場）が**著しく変動した場合**には、外貨預金の取得を期末に行ったものとみなして期末換算を行うことができます。この場合の“著しく変動した場合”とは、次の算式により計算した割合が**おおむね 15%相当以上**とされています。

$$\frac{\text{期末時の為替相場により換算した外貨預金の円換算額 (A)}}{\text{期末時の外貨預金の帳簿価額 (B)}} = (A)$$

この場合、外貨の種類を同じくする他の外貨建ての資産等について、複数 15%相当以上となる場合には、一部のみの適用は認められないなどの留意点があるため、適用には注意が必要となります。

特に発生時換算法を選定しており、例外が適用できる割合が生じている試算結果となった場合には、例外を用いたと仮定したときに自社の所得にどのような影響を及ぼすか、確認しておきましょう。

3. 個人は為替差損益の発生に注意

(1) 外貨預金にかかる税金

個人が外貨預金について課税されるのは、主に利息と為替差益の発生によります。

発生内容等		課税方法、所得の種類等	税率
利息 預入金融機関	国内	源泉分離課税（利子所得、申告不要）	20.315%（所得税・復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）
	外国	● 総合課税（利子所得） ● 外国で課税されている場合には、申告時に一定額を控除できる（外国税額控除）	所得税 5~45%、復興特別所得税、住民税（原則）10%
為替差益 為替予約	あり	源泉分離課税（雑所得、申告不要）	20.315%（所得税・復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）
	なし	総合課税（雑所得）	所得税 5~45%、復興特別所得税、住民税（原則）10%

(2) 為替差損益の認識時期

外貨で支払が行われる資産の販売や購入などの取引を“外貨建取引”といい、個人が行った外貨建取引に係る円換算額は、各種所得の金額として認識します。

為替差益とは、外貨建取引時の為替相場の差によって生ずる儲けを意味します。他方、損をした場合は“為替差損”といい、原則として確定申告をする必要はありません。ただし他に雑所得がある場合には、この損と相殺することができます。相殺する場合には確定申告が必要となります。

この為替差益と為替差損を総称して“為替差損益”といいます。この為替差損益を認識するのかどうか、その点に注意する必要があります。次の4つのケースで確認しましょう。

【事例】

国内のA銀行に米ドル建てで預け入れていた定期預金10万ドルが満期となった（為替予約なし、預入時の為替相場：1ドル100円）。この元本10万ドルについて次のケース①～④を行った場合に、為替差益を認識するか否か。

ケース		認識	為替差益
①	A銀行の円建て普通預金へ振替 【振替時の為替相場：1ドル140円】	する	(140円 - 100円) × 10万ドル = 400万円
②	B銀行の米ドル建て預金へ振替	しない	—
③	A銀行のユーロ建て預金へ振替（10万ユーロ） 【ユーロ交換時の為替相場：1ユーロ140円、1ユーロ1ドル】	する	(140円 × 10万ユーロ) - (100円 × 10万ドル) = 400万円
④	C証券会社の米ドル建てMMFへ投資 【投資時の為替相場：1ドル140円】	する	(140円 - 100円) × 10万ドル = 400万円

ケース①や③については、通貨の種類が変わっているため、為替差益を所得として認識する必要があります。

ケース②は、別の金融機関口座ではあるものの、外貨建取引に該当しない条件（①同一の金融機関、②同一の通貨、③継続して預け入れる場合）に類するものとして、為替差益は認識しません。

他方、ケース④は同一通貨ではあるものの、資産の種類が預金から外貨で運用される投資信託であるMMF（Money Market Fund）として新たな資産となったことから、為替差益を認識します。同じ通貨でも所得計算が必要な場合があります。
ご注意ください。



参考文献： ■TAX NEWS ■My Komon ■ゆりかご俱楽部



今月のお勧めセミナー

第4回 税務・会計セミナー

最新版「インボイス制度への対応」について

令和5年10月1日から導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」は、課税事業者にとっても免税事業者にとっても、事業の大小にかかわらず全ての事業者に影響する消費税始まって以来の大改革です。この制度を理解して、来るべき日に備えることが肝心です。本セミナーでは、インボイス制度の内容、経過措置など詳しく解説します。これからの中止制対応を一緒に勉強しましょう。

（開催日11月18日（金）セミナー概要は、案内チラシをご覧ください。）



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

あとがき

和田です。先日、林先生の初耳学でオーディオブックが取り上げられていました。通勤時間が長いので、フェリーの中ではタブレット2台で講義を聴いているのですが、電車の中ではさすがに講義を聞けないので本を読んでいます。タブレットとヘッドフォンと本1冊となるとかさばって仕方がないので、少しでも荷物を減らせないかと考えていたところに、この放送を見てこれだ！と思いました。まだ読んでいる途中の本があるので、まだ始めていませんが、本1冊分ぐらいの金額の定額サービスもあるみたいですので、近いうちにオーディオブックを購入してみようと思っています。



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

